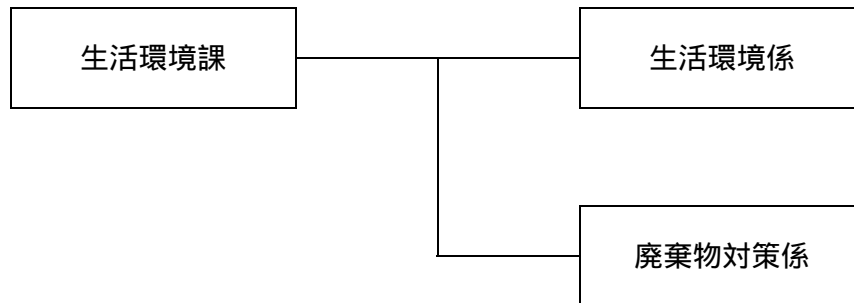


3. 公害行政

(1) 機構



(2) 事務分掌

生活環境係

1. 環境対策の計画の策定及び調整に関する事。
2. 環境管理システムに関する事。
3. 公害防止に係る規制及び指導に関する事。
4. 環境保全に係る監視、調査、対策及び啓発指導に関する事。
5. 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭に関する事。
6. ねずみ族、害虫等の駆除に関する事。
7. 合併処理浄化槽の設置の届出に関する事。
8. 廃棄物の減量化及びリサイクルに関する事。

廃棄物対策係

1. 亀山市総合環境センター及び亀山市衛生公苑の管理運営に関する事。
2. 廃棄物処理施設の整備計画及び建設に関する事。
3. 廃棄物処理施設の使用許可及び使用料の徴収に関する事。
4. 一般廃棄物の収集及び処理並びに一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事。
5. 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に関する事。
6. 亀山市営斎場の整備計画及び建設に関する事。
7. 亀山市営斎場の修繕（軽微なものを除く。）に関する事。

